

令和6年度 岐阜市子ども食堂支援事業補助金 交付申請案内

子どもの健やかな成長を育むとともに、子ども同士の交流を目的とした食堂（以下「子ども食堂」という。）を開設して食事の提供などを行うことにより、様々な困難を抱える子どもたちが安心して過ごすことができる居場所づくりを推進するため、

子ども食堂を実施する団体に対して、運営費の一部を補助します。

（※新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、事業内容を変更する場合がありますのでご了承ください。）

申請期間

令和6年4月15日（月）～5月15日（水）（必着）

申請様式

岐阜市ホームページのウェブサイトからダウンロードしてください。

岐阜市子ども食堂支援事業補助金

検索

(<https://www.city.gifu.lg.jp/kosodate/kosodateshien/1003631/1003639/1003641.html>)

※申請の条件や方法、必要書類等は次ページ以降をご覧ください。

※申請に当たっては、事前に岐阜市子ども政策課へのご相談をお願いします。

問い合わせ・申請先

岐阜市子ども未来部子ども政策課政策係

〒500-8701 岐阜市司町40番地1（市役所18階）

電話：058-214-2397（直通）

E-mail：kodomosei@city.gifu.gifu.jp

1. 補助対象

次の要件を全て満たす**法人、その他の団体**（法人格の有無は問いません）

- 会則、規約、定款、寄附行為等の規定を有すること。
- 補助事業とその他の事業の経理を区分し、当該補助事業の収支を明らかにできること。
- 宗教活動等を目的とした団体でないこと。
- 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- 法令違反をしていないこと。
- 団体及び団体の代表者が市町村民税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

2. 補助要件

補助対象となるのは、こども食堂を開設して食事の提供等を行い、次の要件を全て満たす事業です。

- 営業許可を受けた飲食業以外の団体は岐阜市保健所に子ども食堂の開設を届け出た上で、岐阜市内で子ども食堂を開設すること。
- 子ども食堂を利用する者（以下「利用者」という。）は、原則として次に掲げる者であること。
 - ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）
 - (ア) 主に経済的な事情で十分に食事を摂れない者
 - (イ) 1人で食事を摂る日が多い者
 - イ アに掲げる者の保護者
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 子ども食堂を開始した月からその年度末までの月数以上又は夏休み期間中に8日以上開設し、開設時間は1日あたり2時間以上であること。
- 開設時においては、常駐できる責任者を配置すること。
- 飲食業を営む場合は、時間、場所等を別にする等その営業と区別して、子ども食堂を開設すること。
- 多くの子どもが子ども食堂を利用できるような内容の周知、広報等を行うこと。
- 1日あたり10食以上提供できること。
- 食事の提供に加え、学習面でのサポートやレクリエーション活動等を開設回数の1/3回以上開設すること。
- 利用者及び従事者の傷害保険（食中毒に対応するものを含む）に加入すること。
保険加入内容の確認の為、保険会社に照会することに同意すること。
- 利用者から事前に食物アレルギーの有無を確認する等安全確保に努めること。

※次の要件に該当する場合は対象外となります。

- 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある事業
- 宗教活動、政治活動等を目的とする事業
- 営利を目的とする事業
- 上記以外、市長が不相当と認める事業。

3. 補助対象経費

補助対象となる経費は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施する事業に要するもので、以下の表に掲げる経費です。

※補助金の交付決定日より前に実施した事業も上記の期間内に実施した事業であれば、本補助金の対象となります。

| | |
|------|--|
| 運営経費 | 食材費、謝礼金（交通費を含む。）、使用料、賃借料、光熱水費、広報費、消耗品費、保険料、検便代、備品購入費等補助事業を実施する上で必要と認められる経費 |
|------|--|

※次に掲げる経費は対象外となります。

- 団体の構成員の賃金及び役員報酬、事務所の維持管理費及び借上費等団体運営に係る経費
- 団体の構成員の親睦等のための会合及び会議の開催に係る経費及び飲食に係る経費
- 補助事業に使用することが特定できない経費

4. 補助金額

補助金の額は、補助対象経費を合算した額から当該補助対象経費に係る寄附金その他の収入を控除した額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とします。

また、

- (1) 補助金の交付を受けるのが通算して5年目までの場合 提供する食事1食当たり397円。
ただし、補助金の交付を受ける年度において270,000円を限度とする。
- (2) 補助金の交付を受けるのが通算して6年目以上の場合 提供する食事1食当たり198円。
ただし、補助金の交付を受ける年度において135,000円を限度とする。

<補助金額のイメージ>

例1 提供予定数にかかわらず、5月1日～12月31日までに5日間開設
補助対象外（最低日数である月数<8日>開設していないため）

例2 毎回10人に提供予定、月1回（計12日）開設

※限度額は、397円×10人×12回=47,640円⇒47,000円（千円未満切捨て）

- ① 補助対象経費合算額が35,000円の場合、補助金額は **35,000円**
- ② 補助対象経費合算額が49,000円の場合、補助金額は **47,000円（限度額）**

例3 毎回20人に提供予定、月2回（計24日）開設

※限度額は、397円×20人×24回=190,560円⇒190,000円（千円未満切捨て）

- ① 補助対象経費合算額が160,000円の場合、補助金額は **160,000円**
- ② 補助対象経費合算額が200,000円の場合、補助金額は **190,000円（限度額）**

※なお、多数の申請があった場合、予算の都合上補助金額を調整することがあります。

5. 申請方法

以下の申請書類に必要事項を記載いただき、岐阜市子ども未来部子ども政策課へ **5月15日(水)までに**持参または LOGO フォーム (<https://logoform.jp/form/BcLm/470389>)、郵送(必着)してください。(ただし、LOGO フォームで申請された場合、補助事業者誓約書(様式第1号)は別途岐阜市子ども未来部子ども政策課へ持参もしくは郵送ください)



※申請にあたっては、必ず事前相談を岐阜市子ども政策課にしてください。

- 補助金等交付申請書
- 補助事業者誓約書(様式第1号)
- 事業計画書(様式第2号)
- 日程計画書(様式第3号)
- 収支予算書(様式第4号)
- 事業者概要書(様式第5号)
- 補助事業に関する活動の実績が確認できる書類(補助金の交付を申請する日の属する年度又は当該年度の前年度分に限る。)※前年度実績報告をされた団体様、活動実績がない団体様は不要
- 補助事業に従事する者の名簿
- 補助事業を行う期間を対象とした利用者及び従事者の傷害保険の証券の写し
- 保健所に提出した子ども食堂の開設届の控え(飲食業の場合は営業許可証の控え)

6. 審査方法

提出いただいた資料をもとに、事業目的、取組体制、実効性、継続性、必要性、安全性、経費の妥当性などを総合的に判断した上で、補助金交付団体及び補助金額を決定します。

※審査の結果、減額や不交付となる場合があります。

7. 交付決定

「6. 審査方法」により決定した補助金交付団体及び補助金額を「補助金等交付決定通知書」により、申請団体に通知します。

※申請期間終了から1か月～1か月半程度で通知を行います。

8. 事業の変更・中止

補助金の交付決定後の事業変更や中止については、あらかじめ岐阜市の承認が必要となりますので、**事業変更や中止をする前に、必ず岐阜市子ども政策課へ変更申請書を提出してください。届出がない場合、原則該当日は補助対象外となりますのでご注意ください。**

9. 年度内最後の事業終了後の手続き

年度内最後の事業終了後 30 日以内（ただし、それまでに 3 月 31 日が到来する場合は、3 月 31 日まで）に以下の申請書類に必要事項を記載いただき、岐阜市子ども政策課までご提出ください。

- 実績報告書
- 実績詳細報告書（様式第 7 号）
- 収支決算書（様式第 8 号）
- 補助対象経費に係る領収書等の写し
 - ※支払明細書と証拠書類（領収書またはレシート等）の内容が一致するようにしてください。
 - ※証拠書類は日付、宛名、品物名（但し書き）が記載されていることが必要です。証拠書類はコピーを提出してください。また、各明細が重ならないように印刷してください。
 - ※(重要)補助対象経費と別の事業や営業、個人用に購入した物品などの補助対象外経費を明確に区別してください。
- 子ども食堂を開設した全ての日の写真（次のアからウまでのことが分かるものに限る。）
 - ア 食事の内容
 - イ 子どもの食事の様子
 - ウ 子どもの居場所づくり活動を行った日においては、その活動の様子がわかるもの
- 配布したチラシその他の広報を行った方法及び内容が確認できる書類
- 第 5 条第 2 項ただし書に規定する場合にあつては、補助事業を行った期間を対象とした利用者及び従事者の傷害保険の証券の写し

10. 補助金の支払い

補助金の支払いは原則として、「9. 年度内最後の事業終了後の手続き」を終えた後となりますが、補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認められるときは、補助金の交付決定金額の範囲内で、事前にお支払することができます。その際には、別途申請が必要となりますので、申請時にご相談ください。

また、当初の事業計画から開設日数や提供食事数が減少した場合や補助対象経費が補助金額を下回った場合などは、補助金額が減額となる可能性がありますのでご了承下さい。（事前に補助金をお支払いしている場合は、その差額を返還していただきます。）

11. 補助金の交付決定の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の取り消しを行う場合があります。なお、既に補助金が交付されているときは、返還を求めることがあります。

- 規則、要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件等、若しくは市長の指示に違反したとき。
- 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- 補助対象事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の使用を不相当と認めたとき。

12. 情報提供等

補助事業に関する実態調査、情報提供等のため、訪問させていただくことがあります。また、資料の提供や会議への出席をお願いすることがありますので、その際には、ご協力をお願いします。

13. 保健所への相談

営業許可を受けた飲食業以外の団体は、子ども食堂を開設する際には、事前に岐阜市保健所食品衛生課へ「子ども食堂の開設について」の届出をお願いします。

- 岐阜市保健所食品衛生課（住所：岐阜市都通2丁目19番地 電話：058-252-7194）